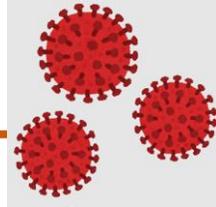


新型コロナウイルス感染症の欠席について

R5.5月～

陽性者



発症日の翌日から

5日間自宅療養

かつ

症状軽快後24時間経過

また

10日間のマスク着用

(感染の可能性があるため)

濃厚接触者

濃厚接触者としての特定はなし

家族が感染した場合

登校することは可能

※登校するときは、感染の可能性があるため、感染者の発症日の翌日から5日間は、特に体調に注意！
(7日間は感染の可能性あり！)

健康観察シートの提出はなくなりますが、学校内での感染拡大を防止するため、
発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合などには無理に登校せず、自宅で休養することが大切です。
インフルエンザと同じように、本人が陽性者になった場合のみ、自宅療養期間が「出席停止」となります。
家族の風邪症状があっても、お休みする必要はなくなります。(出席停止にはなりません。)